

改正の概要

建設工事等の入札における入札条件及び指示事項（No.30）

1 土木系工事における快適トイレの導入（建設工事）

建設現場を男女ともに働きやすい環境とする取組の一環として、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（快適トイレ）を導入し、建設現場の環境改善を図るよう定めるもの。

・追加箇所

別紙2 建設工事に関する指示事項25

2 建設コンサルタント業務等における市内産資材の活用（建設コンサルタント業務等）

建設コンサルタント業務等のうち設計業務において、山口市ふるさと産業振興条例（平成24年3月21日条例第27号）の趣旨を踏まえ、市内産資材の活用を目的として、市内生産業者又は市内取引業者から調達できる資材の使用に努めた設計を行うよう定めるもの。

・追加箇所

別紙4 建設コンサルタント業務等に関する指示事項9

3 施行期日

令和7年4月1日

新旧対照表	
(No.30) 建設工事等の入札における入札条件及び指示事項	
新	旧
別紙2 指示事項（建設工事用）	別紙2 指示事項（建設工事用）
第1条～第24条 省略 <u>25 土木系工事における快適トイレ</u> <u>建設現場を男女ともに働きやすい建設現場とするため、受注者は、「山口市土木系工事における快適トイレの実施要領」に基づき、快適トイレを積極的に設置すること。なお、快適トイレ設置に係る費用の全部もしくは一部を発注者が負担する。</u>	第1条～第24条 省略
別紙4 指示事項（建設コンサルタント業務等用）	別紙4 指示事項（建設コンサルタント業務等用）
第1条～第8条 省略 <u>9 市内産資材の活用</u> <u>当該業務が設計業務の場合、受注者は、「山口市ふるさと産業振興条例」の趣旨を踏まえ、監督員と協議の上、市内生産業者又は市内取扱い業者から調達できる資材の使用に努めた設計を行うこと。</u>	第1条～第8条 省略

附 則

令和7年4月1日から施行する。